

要回収

令和5年度（第77期）司法修習生考試委員会

審議資料目録

- 1 令和5年度（第77期）司法修習生 考試応試者名簿
- 2 令和5年度（第77期）司法修習生 考試結果集計表
- 3 令和5年度（第77期）司法修習生 修習成績集計表
- 4 令和5年度（第77期）司法修習生 考試個人別成績表（不可取得者）

令和7年3月25日
司法修習生考試委員会

◎ この資料は、お持ち帰りにならないようお願いします。

令和5年度(第77期)司法修習生
考試應試者名簿

(令和7年3月3日現在)

令和5年度(第77期)司法修習生 考試結果集計表

成 績	有効受験者数	優		良		可		不可	
		人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合
区分									
民事裁判	1836	554	30.17%	729	39.71%	548	29.85%	5	0.27%
刑事裁判	1836	554	30.17%	731	39.81%	550	29.96%	1	0.05%
検 察	1836	574	31.26%	739	40.25%	521	28.38%	2	0.11%
民事弁護	1836	586	31.92%	744	40.52%	505	27.51%	1	0.05%
刑事弁護	1836	551	30.01%	735	40.03%	549	29.90%	1	0.05%

令和5年度(第77期)司法修習生 修習成績集計表

(再受験者の修習成績を含む)

成績		有効受験者数	優		良上		良		可		可下		不可	
区分			人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合
実務修習	民事裁判	1836	289	15.74%			1441	78.49%	106	5.77%			0	0.00%
	刑事裁判	1836	288	15.69%			1467	79.90%	81	4.41%			0	0.00%
	検察庁	1836	476	25.93%			1018	55.45%	342	18.63%			0	0.00%
	弁護士会	1836	469	25.54%			1234	67.21%	133	7.24%			0	0.00%
司法研修所	民事裁判	1836	113	6.15%	439	23.91%	738	40.20%	432	23.53%	114	6.21%	0	0.00%
	刑事裁判	1836	117	6.37%	444	24.18%	736	40.09%	434	23.64%	105	5.72%	0	0.00%
	検 察	1836	120	6.54%	436	23.75%	733	39.92%	438	23.86%	109	5.94%	0	0.00%
	民事弁護	1836	108	5.88%	441	24.02%	737	40.14%	440	23.97%	110	5.99%	0	0.00%
	刑事弁護	1836	110	5.99%	457	24.89%	718	39.11%	430	23.42%	121	6.59%	0	0.00%

成績		有効受験者数	合		否	
区分			人員	割合	人員	割合
選択型実務修習	1836	1836	100.00%	0	0.00%	

令和 5 年度（第 77 期）司法修習生考試 個人別成績表（不可取得者）

番号	実務経験					司法研修所					司法修習生考試				
	民事	刑事	検察	弁護	選択	民裁	刑裁	検察	民介	刑弁	民裁	刑裁	検察	民介	刑弁
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

要回収

不 合 格 者 名 簿

番号	受験番号	氏名	性別	年齢	不可の判定を受けた科目

司法修習生考試委員会委員名簿

委員長	最高裁判所長官	今 崎 幸 彦
委員	最高裁判所判事	渡 辺 恵理子
同	最高裁判所判事	堺 徹
同	最高裁判所判事	尾 島 明
同	次長検事	山 元 史
同	最高検察庁総務部長	山西 裕
同	法務省大臣官房人事課長	大 原 卓
同	法務省刑事局長	森 本 義
同	法務総合研究所長	森 本 宏
同	弁護士（東京弁護士会）	森 本 宏
同	弁護士（第一東京弁護士会）	矢 加 奈
同	弁護士（第二東京弁護士会）	流 大 士
同	最高裁判所事務総長	市野澤 治
同	東京高等裁判所判事	澤 伸 也
同	東京高等裁判所判事	松 本 司
同	司法研修所長	氏 厚 呂
同	司法研修所教官（判事）	三 角 介
同	司法研修所教官（判事）	細 田 あさみ
同	司法研修所教官（判事）	手 嶋 方
同	司法研修所教官（判事）	三 輪 大
同	司法研修所教官（検事）	樋 口 真貴子
同	司法研修所教官（検事）	下 津 健
同	司法研修所教官（弁護士）	高 森 宣
同	司法研修所教官（弁護士）	松 本 裕
同	司法研修所教官（弁護士）	三井田 麗
同	司法研修所教官（弁護士）	矢 作 守
同	司法研修所教官（弁護士）	上 田 彦
同	司法研修所教官（弁護士）	野 口 慎
同	司法研修所教官（弁護士）	前 田 子
同（幹事）	最高裁判所事務総局人事局長	徳 岡 領治

持ち帰り可

司法修習生考試委員会席図

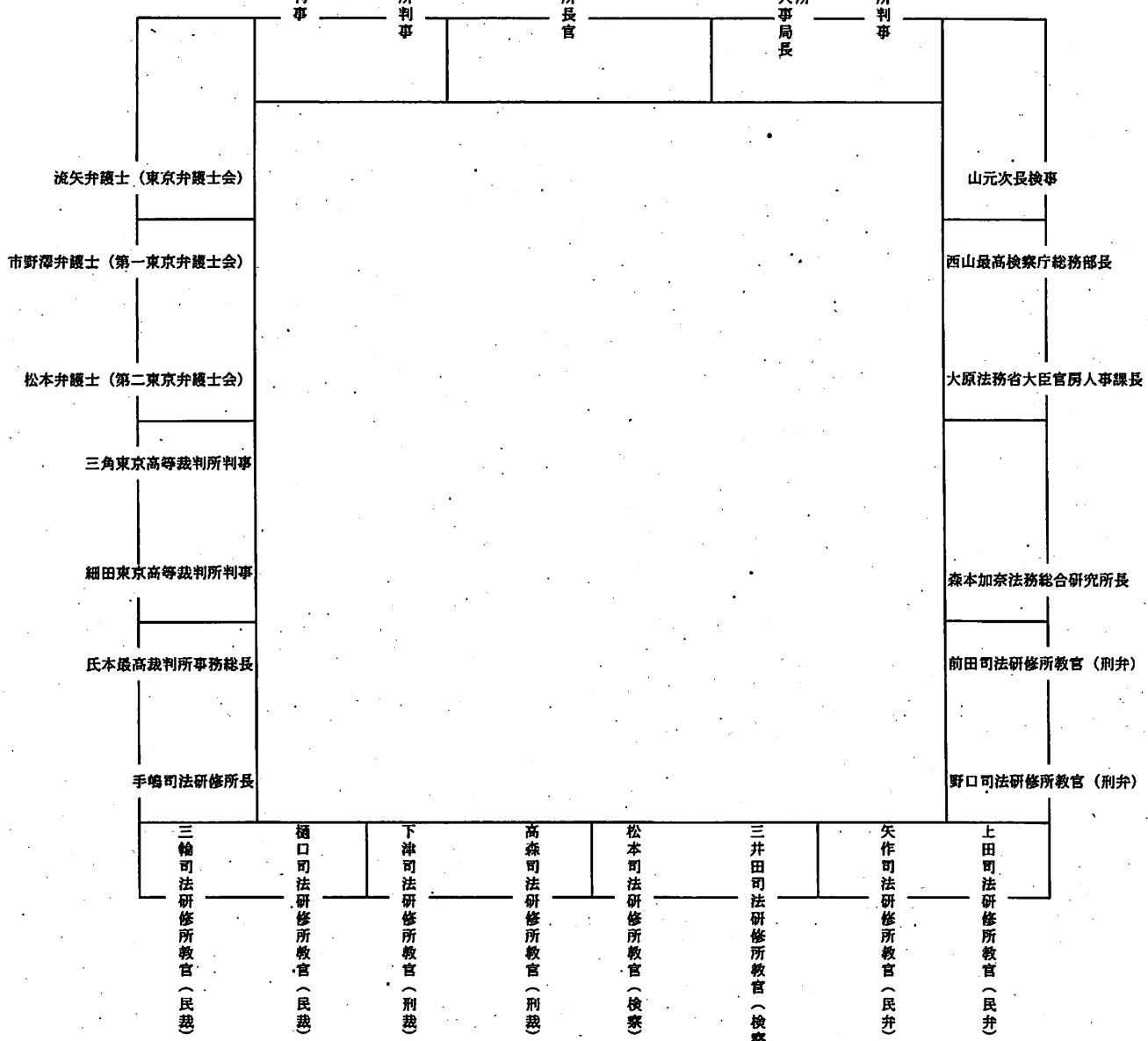
出席予定者 26人
欠席予定者 1人

司法研修所事務局長
最高裁判所人事局任用課課長
最高裁判所事務局人事局

最高裁判所事務局参事官
人事局

書記

試験係



入口

令和5年度（第77期）司法修習生考試委員会

参考資料目録

- 1 裁判所法（抜粋）
- 2 司法修習生に関する規則
- 3 司法修習生考試委員会規則
- 4 司法修習生考試担当者名簿
- 5 司法修習生考試実施要領
- 6 考試において不可の科目又は欠席があった者の取扱いについて
- 7 司法修習生考試応試心得
- 8 司法修習生採用選考審査基準

○裁判所法（抜粋）

[昭和 22 年法律第 59 号]

第 14 条（司法研修所）

裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第 55 条（司法研修所教官）

最高裁判所に司法研修所教官を置く。

② 司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習の指導をつかさどる。

第 56 条（司法研修所長）

最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

② 司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第 66 条（採用）

司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

② 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第 67 条（修習・試験）

司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

司法修習生に関する規則

発令：昭和23年8月18日最高裁判所規則第15号

最終改正：令和7年2月12日号外最高裁判所規則第3号

改正内容：令和7年2月12日号外最高裁判所規則第3号[令和7年2月12日]

○司法修習生に関する規則

[昭和二十三年八月十八日最高裁判所規則第十五号]

司法修習生に関する規則を次のように定める。

司法修習生に関する規則

第一章 総則

[統轄]

第一条 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する。

[兼職禁止]

第二条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

[秘密を守る義務]

第三条 司法修習生は、修習にあたつて知つた秘密を漏らしてはならない。

第二章 修習

[修習の基準]

第四条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

[実務の修習]

第五条 司法修習生は、修習期間のうち、少なくとも十箇月は実務を修習しなければならない。

② 前項の実務修習の修習期間のうち、少なくとも、四箇月は裁判所で、二箇月は検察庁で、二箇月は弁護士会で修習しなければならない。

③ 第一項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

[修習期間の算定]

第六条 司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかつた四十五日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。

[実務修習の委託]

第七条 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

② 司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

③ 司法研修所長は、第一項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

[監督の委託]

第八条 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁

判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託する。

[連絡義務等]

第九条 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない。

② 司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる。

③ 第七条第三項の規定は、前項の規定により協議を行う場合に準用する。

[報告]

第十条 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

[任意規定]

第十一條 司法研修所は、この規則に定めるもの外、修習に関して必要な事項を定めることができる。

② 高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によって定めるもの外、それぞれ各庁又は各会における修習に関して必要な事項を定めることができる。

③ 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めたときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

第三章 考試

[司法修習生考試委員会]

第十二条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十七条第一項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下「委員会」という。）を常置する。

② 委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。

③ 委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適當な者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。

④ 委員会に書記を置く。

[考查委員]

第十二条の二 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、考查委員を委嘱することができる。

② 考査委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行なう。

[修習成績の報告]

第十三条 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

② 前項の報告には、第十条により高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

[考試]

第十四条 委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

[考試の方法及び期日]

第十五条 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

[合否の判定]

第十六条 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

第四章 罷免等

[罷免等の事由]

第十七条 法第六十八条第一項の最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 成績不良又は心身の故障により、修習を継続することが困難であるとき。
 - 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 三 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 四 本人から願出があつたとき。
 - 五 前三号に掲げるもののほか、第一号に掲げる事由に準ずる事由
- ② 法第六十八条第二項の最高裁判所の定める事由は、品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他これらに準ずる事由とする。

[修習の停止期間]

第十八条 修習の停止の期間は、一日以上二十日以下とする。

- ② 修習の停止を命じられた司法修習生は、司法修習生としての身分を保有するが、修習をすることはできない。司法修習生は、修習の停止を命じられている期間中法第六十七条の二第一項の修習給付金を受けることができない。

[報告]

第十九条 司法研修所長は、司法修習生に第十七条第一項各号のいずれか又は同条第二項の事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。

- ② 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、第十七条第一項各号のいずれか又は同条第二項の事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。

[補則]

第二十条 この規則に定めるもののほか、司法修習生の罷免等に関する必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附 則 [昭和二七年九月三日最高裁判所規則第二二号]

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和四五年一二月二八日最高裁判所規則第一三号]

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [平成一年二月一〇日最高裁判所規則第一号]

(施行期日)

- 1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十年法律第五十号）の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に採用され、この規則の施行後も引き続き修習をする司法修習生の実務修習の期間及び修習したものとみなされる期間については、なお従前の例による。

附 則〔平成一二年一月七日最高裁判所規則第一号抄〕

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(準禁治産者に係る審判に関する経過措置)

第十二条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関する家事審判規則の規定の適用については、附則第三条及び第八条から前条までの規定によるほか、なお従前の例による。

(司法修習生に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の準禁治産者に関する司法修習生に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一八年二月二三日最高裁判所規則第三号抄〕

沿革

平成二二年 四月 七日最高裁判所規則第四号〔司法修習生に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則による改正〕

- 1 この規則は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第一条第二号に定める日（平成十八年四月一日）から施行する。
- 3 この規則の施行前に採用され、その施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習については、この規則による改正後の司法修習生に関する規則（以下「新規則」という。）第十八条の規定を除き、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前にした行為に関する新規則第十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成二二年四月七日最高裁判所規則第四号〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）附則第二項及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第十条の規定により同法第二条の規定による改正後の司法試験法の規定による司法試験に合格した者とみなされた者であって、この規則の施行前に採用され、この規則の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習については、なお従前の例による。

附 則〔平成二九年八月四日最高裁判所規則第四号抄〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の司法修習生に関する規則第四章の規定は、この規則の施行後に採用された司法修習生について適用し、この規則の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

附 則〔令和元年七月九日最高裁判所規則第一号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和七年二月一二日最高裁判所規則第三号抄〕

参考資料2

(施行期日)

第一条 この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。次条において「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

司法修習生考試委員会規則

昭和二十四年三月八日考試委員会可決制定
一部改正 昭和二十六年十月二十六日考試委員会可決

第一条 司法修習生考試委員会（以下委員会といふ。）に関しては、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第二条 委員会は、委員長が、これを招集する。

委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第三条 委員会の会議は、秘密とする。

第四条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

委員会の議事は、出席した委員長及びその他の委員の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、委員長が、これを決する。

第五条 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第六条 委員の任期は三年とする。但し、再任及び委員の任期を延長することは妨げない。

第七条 委員会に幹事一人を置く。

幹事は、最高裁判所事務総局人事局長を以つて、これに充てる。

幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

第八条 委員会に書記五人を置く。

書記は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命ずる。

書記は、委員長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

第九条 この規則及び司法修習生に関する規則に定めるものの外、委員会に関し、必要な事項は、委員会がこれを定める。

司法修習生考試担当者名簿

民事裁判 13人 司法研修所教官

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

大子一滋	華子哉之子	子より久志	司裕子	介郎	紀帆傑	行訓崇史	美之光麗	守史徹	一子代
方真慶	友良友貴佑絢	しほり尚聰健宣	紀大	真佐志	昭一	裕惠孝隆	啓俊	香鈴	
輪口西本	下伯利野野光藤林	藤津森井	藤城田山	藤中嶋場	山西川	田本田井	居間木		
三樋小実	丹佐毛平平徳	佐内伊下高向	伊下高向	伊結堀西	佐田福馬	内大菱花松	三川松秋	鈴	

刑事裁判 15人 司法研修所教官

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

検 察 18人 司法研修所教官

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

民事弁護 31人 司法研修所教官

同 (東京弁護士会)	子 子 亞 幸 �剛 泰 成 子 領 昭 幸 和 雅 樹 太 史 子 傑 吉 德 郎 德 呂 裕 太 太 浩 翁 學 一 志 現 也 悟 美	考查委員
同 (東京弁護士会)	彩 知 百 秀 弘 理 容 繁 良 良 貞 勇 健 裕 由 創 孝 憲 尚 阿 文 昇 啓 豊 浩 順 浩 智 有 有 希 子 尚	考查委員
同 (第二東京弁護士会)	林 野 松 中 野 井 戸 口 田 合 中 本 多 倉 藤 崎 川 野 本 橋 本 藤 邊 島 宮 村 田 內 川 西 田 野 田 橋 保 津	考查委員
同 (東京弁護士会)	小 佐 黒 田 中 亀 青 野 前 河 田 虫 本 高 佐 寺 黒 高 藤 水 森 安 渡 五 屋 宮 飯 久 南 今 岡 実 廣 石 久 高	考查委員
同 (第二東京弁護士会)	司法研修所教官	委員
同		委員
同		考查委員
弁護士 (東京弁護士会)		考查委員
同 (東京弁護士会)		考查委員
同 (第二東京弁護士会)		考查委員
同 (第一東京弁護士会)		考查委員
同 (第二東京弁護士会)		考查委員
同 (千葉県弁護士会)		考查委員
同 (東京弁護士会)		考查委員
同 (東京弁護士会)		考查委員
同 (第一東京弁護士会)		考查委員
同 (第一東京弁護士会)		考查委員
同 (第一東京弁護士会)		考查委員
同 (第二東京弁護士会)		考查委員
同 (第二東京弁護士会)		考查委員

参考資料4

同（第二東京弁護士会）	仁 大 野	考查委員
同（東京弁護士会）	正 佳 川	考查委員
同（東京弁護士会）	彰 宏 布	考查委員
		村 井

司法修習生考試実施要領

(平成12年7月12日司法修習生考試委員会可決)
(平成14年7月10日司法修習生考試委員会可決)
(平成18年9月28日司法修習生考試委員会可決)
(平成27年12月15日司法修習生考試委員会可決)
(平成29年12月12日司法修習生考試委員会可決)
(平成30年7月2日司法修習生考試委員会可決)
(令和2年11月5日司法修習生考試委員会可決)

1 考試の対象者

考試を実施する年度において裁判所法第67条第1項の試験を受けることができる者

2 考試の方法

(1) 科目

民事裁判、民事弁護、刑事裁判、刑事弁護、検察の5科目とする。

(2) 内容

訴訟記録に基づき、裁判、検察及び弁護の立場から種々の問題を提出して答案作成を求める。

(3) 資料の貸与

委員長の定めるところにより、答案作成のための参考資料を貸与する。

(4) 問題作成及び答案審査担当者

司法修習生考試委員会委員及び考査委員から、委員長が科目ごとに指名した者とする。

(5) 考試の時間

各科目6時間30分とし、このうち、答案起案を6時間25分、答案綴り込みを5分とする。

なお、考試時間以外に昼食時間を1時間設け、この時間中の答案起案を認め る。

(6) 考試の期日及び場所

委員長の定めるところによる。

3 採点基準

(1) 採点の段階

優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格、不可を不合格とする。

(2) 採点の方法

各科目ごとに当該答案審査担当者の合議により採点する。

4 合否の決定

司法修習生に関する規則第16条の定めに従い、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果により、当委員会において決定する。

5 不正行為

(1) 不正行為

当委員会が別に定める基準に該当する行為を不正行為とする。

(2) 不正行為の制止

試験官又は係員は、不正行為を行った者に対し、それを制止することができる。

(3) 応試中止の措置

幹事は、不正行為を行った者の応試を直ちに中止させなければ、考試の公正が確保できないと認めるときは、その者につき、当該考試日における応試を中止させることができる。

(4) 不正行為者の考試結果の効力

不正行為を行った者の考試結果の効力は、当委員会が決定する。

6 安全確保

感染症の拡大防止措置その他の考試の安全かつ円滑な実施に必要な事項は委員長が定めることができる。幹事は、当委員会又は委員長が定めた事項に従わない者につき、考試の安全かつ円滑な実施を確保できないと認めるときは、当該考試日における応試を認めず、又はこれを中止させることができる。

7 その他

1から6までに定めるもののほか、考試の実施に必要な事項は委員長が定める。

参考資料6

考試において不可の科目又は欠席があった者の取扱いについて

(平成18年9月28日司法修習生考試委員会可決)

司法修習生の考試において不可の科目又は欠席があった者については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 受験した考試において不可の科目又は欠席があった者については、当該受験した考試（以下「当期考試」という。）を不合格とする。
- 2 1により、当期考試を不合格とされた者は、次回以降の司法修習生考試（以下「次回考試」という。）を受験することができる。
- 3 2により、次回考試を受験する者は、同考試において実施されるすべての科目を受験しなければならない。

ただし、当期考試において、病気、その他やむを得ないと認める事情により、同考試の一部を欠席するなどした者に対し、同考試において既に受験した科目について、次回考試において受験を要しないものとすることができます。

令和5年度（第77期）司法修習生考試応試心得

司法修習生考試委員会

考試に関する追加及び変更事項等（考試における注意事項や不合格者受験番号等）については、[REDACTED]ポータルサイトに隨時掲載するので、必ず確認すること。

応試者は、事前にこの応試心得を熟読し、記載されている事項について最高裁判所及び司法研修所事務局に照会することのないよう注意すること。

第1 考試日程

1 日時及び考試科目（全科目受験する。）

実施年月日	考試科目	着席時刻	考試時間
令和7年3月3日（月）	刑事弁護	9時45分	
〃 3月4日（火）	検 察	9時45分	答案起案時間：6時間25分 10時20分から12時まで 及び
〃 3月5日（水）	民事裁判	9時45分	13時から17時45分まで 答案継ぎ込み時間：5分
〃 3月6日（木）	民事弁護	9時45分	
〃 3月7日（金）	刑事裁判	9時45分	

2 昼食時間

12時から13時までの1時間

なお、昼食時間中の答案起案を認める。

3 会場

実務修習地が大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山以外の司法修習生	司法研修所
再受験希望者	
実務修習地が大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山である司法修習生	新梅田研修センター 大阪市福島区福島 6丁目22番20号

第2 重要事項

考試時間（各科目6時間30分）は、答案起案時間（6時間25分）及び答案綴り込み時間（5分）で構成される。答案起案は、答案起案時間中のみ可能であり、答案綴り込み時間中の答案起案は不正行為に該当する。

また、答案は、試験監督者による答案綴り込み時間終了宣言時に、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないよう結ぶことまで完了しているもののみ有効なものとして回収する。

第3 不正行為

次に掲げる行為は不正行為とみなす。

不正行為を行った者については、当該考試日における応試の中止や、答案を無効とすることがある。

- 1 他の応試者の答案を閲読し、又は故意に他の応試者に同様の閲読をさせること
- 2 口頭又はメモで他者から答案作成の参考となる情報を得、又は他の応試者にそのような情報を与えること
- 3 携帯電話、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機器を用いて、答案作成の参考となる情報を得、又は他の応試者にそのような情報を与えること

- 4 当該行為を禁止し、当該行為を行った場合は不正行為とみなす旨の事前の告知（本書面による告知を含む。）があったにもかかわらず、以下の(1)から(3)までの行為を行うこと
- (1) 応試者相互で談話をすること
 - (2) 携帯電話、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機器を所持すること
 - (3) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し、又は故意に他の応試者に同様の閲読をさせること
- 5 以下の(1)から(4)までの行為を行い、試験官又は係員が当該行為を中止するよう警告を与えても直ちに当該行為を中止しないこと
- (1) 所定の試験時間終了後も答案を作成すること
※ 考試時間は、答案起案時間と答案綴り込み時間から構成されるが、前者の時間終了後に答案起案を行うこと及び後者の時間終了後に答案綴り込みを行うことはできない。
 - (2) 所定の試験時間中に所定の筆記用具等以外の私物を使用すること
 - (3) 許可を受けずにエレベーターを使用すること
 - (4) 第5の5の(1)で指定する立ち入り禁止場所へ立ち入ること
- 6 1から5までに類する行為で、考試の公正を害するおそれのある行為を行うこと

第4 持参する物

- 1 司法研修所長発行の身分証明書
2 筆記用具等

考試時間中、机上に置いて使用できる私物は以下のとおり
(鞄の中にあるものを取り出す場合は、必ず挙手の上、試験室係員に申し出る。)

答案起案に使用するペン	黒インクのペン (ボールペン、サインペン及び万年筆を含む。) ※ ボトルインク（インク壺）は使用不可 ※ インクがプラスチック製消しゴム等で消せるペンは使用不可
草稿用等の筆記用具	・ペン類（黒以外のペンやマーカーも可） ・鉛筆、色鉛筆 ・消しゴム、定規
時計	スマートウォッチ等、通信機能を有する時計は使用不可。 時計機能のみ使用できる。 ※ ストップウォッチ機能・タイマー機能は使用不可 ※ あらかじめ、アラーム機能は切っておく。

<p>身の回り品</p> <p>※試験室係員が適宜点検する。</p> <p>※試験室係員の指示に従ない場合は、その物の使用を禁止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防寒具、カイロ ・薬（注射により摂取するものを除く。） ・冷却シート、湿布（体に貼り付けるもので、匂いが他の応試者の迷惑にならないもの）、生理用品 ・リップクリーム、ハンドクリーム（匂いが他の応試者の迷惑にならないもの） ・クッション、座布団、腰当て ・マスク、指サック、手首サポーター、髪留め ・ハンカチ、ミニタオル ・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ ・耳栓（係員等の指示が聞こえるよう留意すること。） ・眼鏡、拡大鏡（虫眼鏡）
---	---

●上記以外の一切の私物の使用を禁止する。

※ 筆箱、電子辞書、修正液、下敷き、私物の付箋、クリップ、ステープラ、扇子、うちわ等の使用も認めない。

※ これらの私物を持参した場合は、着席時刻までに全て鞄の中にしまう。

●通信機器等（携帯電話、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機能を有する電子機器）については、必ず電源を切った上で、全て鞄の中にしまい、考試時間中の使用を一切禁止する。

3 昼食等

(1) 昼食について

各考試日とも持参すること。昼食のために外出することはできない。

(2) 昼食以外に持込可能な飲食物

・簡易に摂取可能で、匂いや音等が他の応試者の迷惑にならない食品
 ・ペットボトル、水筒等の密閉が可能な飲物

※ 机上には飲物を合計2本まで置くことができる（各1.0リットル以下）。

※ 蓋付きでない缶飲料、チルドカップ、紙パック等の開封後に密閉できない飲物は、昼食時間も含めて持ち込むことはできない（例えば、コンビニエンスストア等で使用されているテイクアウト用のコーヒーカップは、完全に密閉できないため持ち込み不可）。

第5 応試要領

1 試験室

別途 [] ポータルサイトに掲載する。

2 着席場所

別途 [] ポータルサイトに掲載する。

3 貸与資料

考試の全科目において、『ディリー六法 2025 令和7年版（三省堂発行）』を貸与する。

4 試験室への入室等

会場ごとの注意事項は、別途 [] ポータルサイトに掲載する。

5 考試期間中の注意事項

- (1) 応試者は、考試期間中、会場ごとの考試試験室配置図（別途 [] ポータルサイトに掲載）で示した場所のほか、立入禁止と表示された区域に立ち入ってはならない。また、締め切られた出入口及び利用が禁止された階段を通行してはならない。
- (2) 応試者は、考試期間中、エレベーターを使用してはならない（特例措置（第6参照）が認められた者を除く。）。
- (3) 応試者は、考試会場において、喫煙をしてはならない。

6 考試時間中（着席時刻から退出の指示があるまでの間）の注意事項

- (1) 試験室の内外を問わず、応試者相互の談話を一切禁止する。トイレで声を掛け合うなどの行為も絶対にしないこと。
- (2) 貸与されたもの以外の資料や書籍を閲読し、又はそれらを故意に他の応試者に閲読させではない。
- (3) 試験室係員に無断で試験室から退出してはならない。
※ トイレのために途中退出する場合も、挙手し、試験室係員に申し出た上で退出すること。
- (4) 昼食等のための外出並びに会場内の食堂及び自動販売機の使用は禁止する。
- (5) 自席以外での飲食は禁止する。昼食のほか、持込みが認められた飲食物等についても同様である。

7 着席時刻から考試開始までの注意事項

- (1) 着席時刻は、必ず遵守する。遅刻した場合は、当日の考試に応試させないことがあるから十分注意すること。
- (2) 着席時刻になると、試験監督者から応試に当たっての注意事項を説明するので、特段の事情がない限り、試験室からの退出を認めない。
- (3) 注意事項の説明中に、試験室係員が、答案表紙、答案用紙、草稿用紙、考試記録、ディリー六法及び付箋（2色）を配布するが、試験監督者から指示があるまで答案表紙等に触れたり記入したりしてはならない。
- (4) 問題用紙配布後、考試開始の合図があるまで、問題用紙に触れてはならない。

8 答案作成（答案起案及び答案綴り込み）に関する注意事項

（1）答案起案について

- ア 配布した問題、考試記録、ディリー六法等を試験室外に持ち出さない。
- イ 配布した問題及び考試記録には書き込みをしてもよいが、ディリー六法は一切の書き込み等を禁止する。
- ウ 答案は、特に指示のあった場合を除き、1行おきに記載する。
- エ 答案のページ数は、全ての答案用紙のページ数記入欄に、通し番号で記載する。

オ 不正行為の誤解を受けないよう、配布した問題、答案用紙及び使用が認められた筆記用具等は、各自の机上に置くこととし、机の中にしまったり、机脇の通路上や鞄の上に置いたりしてはならない。

※ デイリー六法のケースは、机の中又は下に置くよう指示されるので、これに従うこと。

カ 答案用紙、草稿用紙及び付箋が不足した場合は、試験室係員に申し出ること。

キ 答案表紙及び答案用紙に、使用が認められたもの以外の筆記用具で記載し、又は指示された以外の箇所に必要事項以外の記載（応試者の氏名等）をした場合、答案が無効とされることがある。

ク 途中退出を認める旨の告知があった後は、答案起案時間終了前であっても答案を提出することができる。途中退出を希望する場合には、隨時試験室係員に申し出て、綴りひも（1本）の交付を受け、答案綴り込みを終了させた上、答案、考試記録等配布したものを全部所定の場所に提出した上で、退出する。

ただし、答案起案終了時刻15分前以降は、（すでに綴りひもの交付を受けた場合であっても）答案の提出を認めない。

ケ 答案起案時間終了の合図があったら、直ちに答案起案を終了し、試験監督者の指示に従って机上の筆記用具をすべて鞄等にしまう。答案起案時間終了宣言後の答案起案（ページ数等の記載を含む。）は、一切禁止する。

（2）答案綴り込みについて

ア 答案起案時間終了宣言後、応試者の机上の筆記用具がすべて鞄等にしまわれたことが確認された後、試験室係員が綴りひも（1本）を配布するが、試験監督者から指示があるまで綴りひもに触れてはならない。

イ （アの後の）答案綴り込み時間（5分間）の開始及び終了は、試験監督者の指示に従う。答案綴り込み時間中の途中退出は認めない。

ウ アで配布された綴りひもを使用し、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないように結ぶことまで完了しているものののみ有効答案として回収する。答案綴り込み時間終了宣言後の答案用紙等の綴り込み、綴り直し、挟み込み等は、一切認めない。

※ 提出する答案の綴り込みの順序と答案用紙のページ数の記入欄の記載が異なっても、答案起案時間終了宣言後に答案用紙のページ数の記入欄を訂正することはできない。

エ 答案綴り込み時間終了宣言後は、試験監督者の指示に従い、答案、考試記録等配布したものを全部提出する。試験監督者が全員の答案等を回収し、退出の指示をするまで自席で待機する。

9 試験室からの退出等

会場ごとの注意事項は、別途 [REDACTED] ポータルサイトに掲載する。

なお、途中退出した場合も同様である。

おって、時間差での入退室が行われる場合は、係員の指示に従う。

10 その他の注意事項

（1）応試に当たっては、この応試心得によるほか、試験監督者等の指示に従う。

（2）考試期間中は、試験室への物品の搬入等を行う係員の進路を妨げない。

- (3) 考試期間中に気分が悪くなった場合には、係員に申し出てその指示に従う。
- (4) 各考試日とも軽装（常識の範囲内の服装。例えば、上着及びネクタイを外すこと等）で受験して差し支えない。
- (5) 病気又は事故により、応試できなくなった場合や、着席時刻に遅れる又はそのおそれがある場合等は、速やかに第8記載の連絡先に届け出る。
- (6) 考試時間中の家族等との緊急の連絡については、考試事務室において取り次ぐ。

第6 考試における特例措置について

考試期間中の特例措置については、令和6年10月頃、[REDACTED]ポータルサイトに掲載予定の「令和5年度（第77期）司法修習生考試における特例措置等に関するお知らせ」を参照すること。

また、申請期限（令和6年12月頃の予定）に遅れることがないように留意すること。

第7 考試不合格の場合の手続について

- 1 考試不合格となった場合、裁判所法第68条第1項及び司法修習生に関する規則第17条第1項第1号により罷免となる。
- 2 考試再受験のための再採用については、以下の運用を前提として取り扱われる。
「考試は、原則として、連続して3回まで受験することができる。
ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、考試の全部又は一部を受験することができなかつた場合には、当該考試については、受験回数として数えないものとすることができる。」

第8 遅刻・欠席等についての連絡先

考試期間前	最高裁判所事務総局人事局任用課試験係 03(4233)5352
考試期間中	【司法研修所会場】 考試事務室 [REDACTED] 【大阪会場（新梅田研修センター内）】 考試事務室 [REDACTED]

司法修習生採用選考審査基準

令和5年8月30日 最高裁判所

司法修習生の採用選考における審査基準を下記のとおりとする。

記

1 次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合には、2に該当するときを除き、司法修習生として採用する。

- (1) 司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者（同法第4条第2項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあっては、その合格の発表の日の属する年の4月1日以降に法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）
 - (2) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者
 - (3) 高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
 - (4) 司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者
- 2 司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 心身の故障により修習をすることが困難である者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

エ 品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者

オ ア又はエに準ずる事由がある者

(2) 司法修習生であった者が、次のいずれかに該当すること。

ア 成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第1項の試験の不合格を除く。）により修習をすることが困難である者

イ 修習の態度の著しい不良により、司法修習生たるに適しない者

ウ 裁判所法第67条第1項の試験に連続して3回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第1項の試験の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとすることができる。

エ ア又はイに準ずる事由がある者

(3) 司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかったこと。